

新型コロナウイルス感染症 感染拡大防止の取組について

村民の皆さまには、日頃から新型コロナウイルス感染症対策にご理解とご協力をいただいていることに対し、心から感謝申し上げます。

2月10日に開催された政府新型コロナウイルス感染症対策本部において、基本的対処方針が改定され、内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室よりマスク着用の考え方の見直し等を踏まえた業種別ガイドラインの見直し等が示されました。

次ページへ 

東京都では、基本的対処方針ならびに業種別ガイドラインの見直し等を踏まえ、2月14日開催の東京都新型コロナウイルス感染症対策本部において、引き続き今後の取り組みとして「感染拡大防止の取組」を東京都内の全区市町村に対し、要請することを決定しました。

三宅村におきましても、3月13日以降、村民の皆さまに以前より取り組みをお願いしているものも含め、次の点について、ご協力をお願いいたします。

次ページへ 

一つ目は、「こまめな換気の実施」、二つ目は「3密の回避」、三つ目は「屋内・屋外を問わず、マスクを身に着けたり外したりする場合は個人の判断を尊重しますが、高齢者等重症化リスクの高い方などの感染を防ぐため、医療機関を受診する際や混雑した電車やバスに乗車する際等のマスクの着用」、四つ目は「こまめな手洗いと手指消毒の実施」です。

その他にも発熱等の症状が出た場合は、診療所へ事前に連絡のうえ、速やかに受診するようお願いします。また、体調に不安を感じたら、村で実施しているPCR検査無料化事業による検査キットで検査を受けましょう。

次ページへ 

現在も、新型コロナウイルス感染症が終息したわけではありません。

感染拡大防止と社会経済活動の両立を図っていくため、引き続き、村民の皆さまのご理解とご協力をお願いいたします。

令和5年3月10日

三宅村新型コロナウイルス感染症対策本部